

【登録済の振込口座】

令和7年度の振込口座と異なる口座を指定したい場合は、「変更あり」にチェック(✓)する。
 令和7年度に交付金の助成を受けていない申請者は全て「新規」にチェック(✓)する。
 また、上記に該当する場合は、口座届出書及び通帳表紙、通帳表紙裏ページのコピーが必要となります。

・ 昨年、交付金を受け取った方は「継続」
 ・ それ以外の方は「新規」

4月1日～6月30日の間の日付を記載

集落営農・法人の場合は代表者の生年月日を記載

様式第1号A

経営所得安定対策等交付金交付申請書

令和8年産

継続 新規

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
 また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

フリガナ		サイセイキョウ タロウ	申請年月日	令和8年	4月	1日
氏名又は法人・組織名		再生協 太郎	生年月日			
フリガナ			<input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 33年 3月 3日 <input type="checkbox"/> 平成			
代表者氏名(法人・組織のみ)			経営形態 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集落営農 <input type="checkbox"/> 法人			
住所		(〒 333 - 1234) 宇都宮市旭1丁目1番5号	認定状況 <input checked="" type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> ゲタ・ナラン対象集落営農 <input type="checkbox"/> 認定なし <small>※ゲタ・ナランに申請される場合は、いずれかに認定されていることが確認されることが必要です。</small>			
登録済の振込口座		<input type="checkbox"/> 変更なし <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更あり	電話番号 <small>※連絡のとれる電話番号を記入してください(携帯可)</small>			

【交付申請書内容】

申請を希望する欄にチェックを記入

②【畑作物の直接支払交付金(ゲタ)】

- 対象者
 - ・ 認定農業者
 - ・ 認定新規就農者
 - ・ 集落営農組織
- ※ 申請する場合は裏面の⑤, ⑥, ⑦を記載

②【収入減少影響緩和対策(ナラシ)】

- 対象者
 - ・ 認定農業者, 認定新規就農者, 集落営農組織であって「米」「麦」「大豆」の当年産の出荷・販売を行う者
- ※ 申請する場合は裏面の⑤, ⑧, ⑨を記載

②【水田活用の直接支払交付金】

水田で「麦」「大豆」「飼料作物」「米粉用米」「飼料用米」「WSC」「そば」「なたね」「加工用米」「産地交付金の地域振興作物等」を販売目的で生産する場合はチェック(✓)を記載

- 【コメ新市場開拓等促進事業】
- 【畑作物産地形成促進事業】
- 【畑地化促進事業】

令和8年度要望調査の際に申込をした方のみチェック(✓)を記載

② 交付申請内容 (本年産の交付金及び事業の各項目の申請「する」又は「しない」の口にて✓してください)

※ゲタ・ナランを申請する方は、裏面(様式第1号B)にも記載欄があります。

交付金名	畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請		収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請	
本年産の申請	<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない	<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない
前年産の申請状況	無		無	

※ゲタ対策の申請には、数量払と面積払の両方が含まれています。
 ※既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年産のナラシの申請はできません。

事業名	水田活用直接支払交付金の申請		
本年産の申請	<input checked="" type="checkbox"/> する	「する」の場合、申請する事業の口にて✓してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 水田活用の直接支払交付金 <input type="checkbox"/> コメ新市場開拓等促進事業 <input type="checkbox"/> 畑作物産地形成促進事業 <input type="checkbox"/> 畑地化促進事業	<input type="checkbox"/> しない
前年産の申請状況	無		

※前年産の申請状況は参考です。

③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況
 (様式第1号の参考「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」をご確認の上、口にて✓してください。)

過去1年(新規申請者除く)及び今後1年の間、農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産を実施。

④ 個人情報の取扱い(様式第1号別添1「個人情報の取扱い」をご確認の上、口にて✓してください。)

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて、同意する。

「ゲタ」「ナラシ」「水田活用直接支払交付金」のいずれかに「○印」及び「チェック(✓)」を入れた場合は、必ず③, ④の欄にチェック(✓)を記載

【地域協議会等】	【地方農政局等】

⑤【ゲタ・ナラシ申請者各種確認事項（ゲタ・ナラシ申請者が記載）】欄

ゲタ・ナラシの申請者は必ず下記の項目に✓を記載

- ・ 農地の有効利用の実施状況
チェック(✓)を記載
- ・ 営農開始・法人等設立からの期間
チェック(✓)を記載
- ・ 収入保険の加入状況
該当する方にチェック(✓)を記載
- ・ 前年の税務申告の状況
該当する方にチェック(✓)

【集落営農が記載】欄

〔収入保険に加入している構成員の有無〕
集落営農で収入保険に加入している構成員がいる場合は、収入保険に加入している人数を記載

〔前年の税務申告の状況〕

・ 集落営農は、組織としての状況を記載

⑤ ゲタ・ナラシ申請者各種確認事項(ゲタ・ナラシ申請者が記載)

農地の有効利用の実施状況 ※確認して✓	✓ 現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。		
営農開始・法人等設立からの期間 ※いずれかに✓	✓ 2年以上	□ 2年未満	
【個人又は法人が記載】 ※該当に✓		【集落営農が記載】 ※該当に✓	
収入保険の加入状況	□ 加入している	✓ 加入していない	収入保険に加入している構成員の有無 〔有1の場合、当該構成員の人数〕
前年の税務申告の状況	✓ 白色申告	□ 青色申告	<input checked="" type="checkbox"/> 各構成員が申告 〔組織として申告なし〕 <input type="checkbox"/> 青色申告 <input type="checkbox"/> 白色申告

※営農開始・法人設立からの期間及び前年の税務申告の状況は、ゲタ対策における交付単価の決定及びナラシ対策をはじめとする経営所得安定対策等の将来的な在り方を検討するための重要な情報です。

◆畑作物の直接支払交付金(ゲタ)

⑥ ゲタの申請作物 ※該当に✓

本年産のゲタについて、申請作物を以下のとおり申し出ます。
なお、生産予定面積は様式第2号(営農計画書)に記載した該当作物の合計です。

※以下はゲタの対象となりませんのでご注意ください。

種子用の麦・大豆・そば、麦芽原料用麦(ビール用麦等)、黒大豆、食用植物油脂用以外のなたね

対象畑作物		作付けの有無	作付け「あり」の場合 面積払の 収穫後交付を希望
麦	小 春まき	✓ あり	✓ する
	秋まき	□ あり	□ する
	二条大麦	✓ あり	□ する
	六条大麦	□ あり	□ する
	はだか麦	□ あり	□ する
大豆	□ あり	□ する	
そば	□ あり	□ する	
なたね	□ あり	□ する	
てん菜	□ あり	□ する	
でん粉原料用ばれいしょ	□ あり	□ する	

※「面積払の収穫後交付を希望」欄は、数量払の交付申請後(収穫量確定後)に面積払を希望する場合、該当作物の「する」に✓してください。

⑦ ゲタ対策数量払の単価選択 ※いずれかに✓

本年6月末時点の状況を基に、以下の単価で申請します。

□ 免税事業者向け単価	✓ 課税事業者向け単価 (免税事業者向け単価以外)
-------------	------------------------------

◆収入減少影響緩和交付金(ナラシ)

⑧ ナラシの積立て申出

本年産のナラシについて、本年8月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象作物ごとの生産予定面積を以下のとおり申し出ます。

対象作物	地域等区分	生産予定面積
米穀(主食用)		5,000 m ²
米穀(備蓄用・酒造用)		3,000 m ²
小麦		m ²

⑧ナラシの積立て申出【生産予定面積】欄

・ 令和8年産ナラシに加入する場合は、本年に生産を予定している作物の出荷予定面積を記載

【ナラシ対象外の作物】

・ 加工用米・飼料用米・米粉用米等・種子用・ビール大麦・黒大豆等

※対象作物を記載してください。

※ナラシの対象作物について収入保険に加入している構成員のいる集落営農は、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記載してください。

⑨ ナラシ積立金の積立コースの意向選択

※いずれかに✓

以下の減収に対応した積立金を納付予定です。

□ 10%	✓ 20%
-------	-------

【地域協議会等】

【地方農政局等】

⑨【ナラシ積立金の積み立てコースの意向選択】欄

ナラシ(収入減少影響緩和)に加入する場合は、希望する積み立てコースにチェック(✓)

交付申請者管理コード

⑥【ゲタの申請作物】欄

〔作付けの有無〕有の場合チェック(✓)

有にチェックした場合

- ・ 面積払の申請をする場合はチェックしない
- ・ 収穫後に面積払いを希望の場合は「する」にチェック(✓)

⑦【ゲタ対策数量払いの単価選択】欄

本年6月末時点の状況で免税事業者か課税事業者をチェック(✓)

個人データ等の取扱いについて

私は、水田作付実施計画及び営農計画書〔兼水稲共済耕地情報申告票〕並びに畑地の営農計画書の提出に当たって、下記の事項について承諾いたします。

記

- 1 経営所得安定対策等に係る情報、水田作付実施計画及び営農計画書〔兼水稲共済耕地情報申告票〕並びに畑地の営農計画書の記載内容、宇都宮市農業再生協議会（以下「市協議会」という。）が整備した水田台帳、交付金の交付要件を満たすか否かを確認するために必要な書類等に含まれる情報（以下「個人データ」という。）について、以下の事務に必要な範囲において、市協議会が、関係機関（※1）に提供し、又は関係機関が所有する個人情報提供を受けること。
 - ① 国の経営所得安定対策等に係る事務
 - ② 市協議会の農業構造改革事業に係る事務
 - ③ 市協議会による現地確認に係る事務
 - ④ 市協議会における認定方針作成者別の需要量に関する情報の算定事務
 - ⑤ 認定方針作成者が行う方針参加農業者別の作付参考値の算定事務

（※1）関係機関

国、栃木県、宇都宮市、宇都宮市農業委員会、他市町の地域農業再生協議会、公益財団法人宇都宮市農業公社、認定方針作成者、農業共済組合、土地改良区

- 2 市協議会又は国の交付金の計算方法に従って交付金を算定すること。
- 3 市協議会の求めに応じ、市協議会又は国の交付金の交付要件を満たすか否かを確認するために必要な書類を提出すること。
- 4 市協議会が行った交付要件等の確認結果に基づき、私が提出した営農計画書等の内容を訂正すること。
- 5 交付金の支払を受けた後であっても、私が交付要件を満たしていなかったことが明らかになった場合には、交付金の返還に応じること。

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

- 1 経営所得安定対策等の交付金に関する申請書、報告書の写し、出荷・販売に関する契約書及び販売伝票等の関係書類の提出や、経営所得安定対策等立入調査実施要領（令和4年3月25日付け3農産第3569号農林水産省農産局長通知）に基づく立入調査において、地方農政局等から求められた質問への回答や物件の提出等には、交付金を受給している限り、それに応じます。

また、営農計画書に記載した対象作物について、は種、肥培管理、収穫、品位調製、出荷等の各段階において、サンプル採取や関係書類の提出を地方農政局等から求められた場合には、そのことが無通告であってもそれに応じます。

（なお、地方農政局等は、上記の場合において、当該対象作物の所有権が出荷先等に既に移転している場合には、所有権の一部合意解除により、サンプルを確保することがあります。）

- 2 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類について、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。

- 3 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。

（この際、関係する交付金のみならず、申請している全ての交付金の返還、不交付に該当する場合もあるので、十分に注意願います。）

- (1) 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、**虚偽の内容を申請**したことが判明した場合
- (2) 正当な理由なく、**営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていない**ことが判明した場合
- (3) 営農計画書に記載した**交付対象作物**について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、**適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていない**ことや、正当な理由なく、**出荷・販売をしていない**こと、その他経営所得安定対策等の交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合
- (4) **必要書類が保管されていない**ため、交付金の交付要件を満たすことが確認できない場合や、**必要書類が保管されていたとしても提出を拒む**場合

(5) 地方農政局等による「経営所得安定対策等立入調査」に応じない場合、
また、同調査において、虚偽の回答等を行った場合

4 交付申請書等の関係書類について、本要綱で定められた提出期限までに
提出をしなかった場合は、原則として、交付金が交付されない場合がある
ことに異存ありません。

個人情報の取扱い

農林水産省、内閣府沖縄総合事務局（以下「農林水産省等」といいます。）及び地域農業再生協議会（以下「協議会」といいます。）は、交付申請者から提出があった申請書等に記載された個人情報を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、経営所得安定対策等交付金の交付に係る事務及び制度の改善等のために利用します。

なお、交付金の円滑な交付のために、農林水産省等及び協議会が交付申請者の同意を得た上で交付申請書及び営農計画書等の内容を訂正することがあります。

以下に記載された「経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて」をよくご確認の上、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄に✓をつけてください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省等及び協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注 1）に係る交付金の交付等に当たり、申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を交付申請者に係る次の関係機関等（注 2）に必要最小限の範囲内において提供又は確認する場合があります。

また、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、米穀流通監視業務の調査、不測時における食料供給確保に係る業務等を行うために、本申請書等に記載された内容を農林水産省等、都道府県及び市町村並びに協議会で必要最小限の範囲内において利用する場合があります。

なお、当該個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策交付金の交付事務等の手続において、申請書等の記載内容の訂正が必要となった際でも、農林水産省等が関係機関に申請書等の内容について照会し、交付申請者に代わって訂正を行うなど交付申請者の負担が軽減されるほか、交付申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、事務手続が簡素化されます。

事業等 (注 1)	農業共済事業、農業経営収入保険事業、最適土地利用総合対策、環境保全型農業直接支払交付金、農地集積・集約化等対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金、農家負担金軽減支援対策事業、飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業、農業者年金事業、農業経営基盤強化準備金制度、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画に関する取組等
機関等 (注 2)	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区 等

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート ＜各取組項目の解説＞

「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」の各項目について、取り組んでいただく内容や環境負荷低減効果について解説します。

**農林水産省の各種全ての補助事業等において、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践が要件化されることとなりました（みどりチェック）。
経営所得安定対策等交付金に申請する場合についてもチェックが必要となります。**

1 土づくりの励行

堆肥や有機質肥料、緑肥等を活用することや、作物残さ等をすき込むことを励行し、化学肥料の生産・流通由来の温室効果ガスの排出削減や施肥コストの削減につながります。

2 適切で効果的・効率的な施肥

作物の生育状況や前作の収量、都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に基づく施肥設計を励行し、必要な時期に、必要な量だけ施肥を行うことで、栄養分の流出や温室効果ガスの排出の削減とともに、施肥のコスト削減につながります。

3 効果的・効率的で適正な防除

病害虫の発生源となる雑草や作物残さ等の除去、健全種苗の使用、土壌の排水性の改善、適正な栽培密度での管理、抵抗性品種の導入、発生子察情報や病害虫の発生状況を基にした防除の要否判断、防虫ネット・粘着シートなどの物理的防除、ローテーションでの農薬散布など、様々な手法を組み合わせるよう励行することで、病害虫の薬剤抵抗性の防止や防除のコスト削減につながります。

また、農薬についてラベルに記載されている適用作物、使用法を確認し、周りに影響の少ない天候や時間帯を選択して散布を行うほか、散布時に防除衣や保護具を着用することで、農場外への飛散・流出による農場など周辺環境の生物への悪影響の防止につながります。

4 廃棄物の抑制と適正な処理・利用

農業生産活動に伴い発生するプラスチック製等の廃棄物については、産業廃棄物として適正に処分すること、リサイクル率の向上のために分別と異物除去に努めることなどにより、温室効果ガスの排出や栄養分の流出を削減するとともに、処理コストの低減につながります。

また、作物残さ等については放置すると臭いの発生や有害鳥獣の誘因につながることに留意しましょう。また、すき込みによる土づくりなどを行う際に、有機物に由来する肥料成分の供給を勘案して、過剰施用とならないような施肥設計に留意することで、適正な施肥につながります。

5 エネルギーの節減

不要な照明のこまめな消灯、必要以上の加温・保温の防止、アイドリングストップ等を行い、不必要・非効率なエネルギー消費を防止するよう努めることで、温室効果ガスの排出を削減するとともに、エネルギーコストを低減します。

6 新たな知見・情報の収集

みどりの食料システム戦略等の理解を通して、農業の環境負荷低減に関連する基本的な取組や技術に係る知見を収集するとともに、自らの経営に関連する環境関連法令を確認することで、環境と調和のとれた持続的な農業経営に向けた意識向上につながります。

7 生産に係る情報の保存

肥料の保管場所の定期的な清掃、直射日光や雨のあたらない場所での保管、農薬の施錠可能な保管庫への保管を行うとともに、肥料・農薬の使用状況の記録・保存を励行することで、適正な施肥・防除や次期作に向けた化学肥料・化学農薬の使用量低減につながります。また、農場内での電気や燃料等の使用状況について、伝票保存や帳簿への記録などにより把握することで、不必要・非効率なエネルギー消費の防止につながります。

8 安全な農作業の実施

農業機械の日常点検・定期点検、整備の実施や機械の清掃や作業を行わない場合には動力を切る等、農業機械の適切な管理に努めること、農作業安全に関する研修の受講、また、日頃から作業手順や危険箇所の確認・共有・改善を心がけることにより、安全な作業環境の確保につながります。

